「⑫豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～美並周遊
⑶ニに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②ホに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑬金沢東～朝日～飛騨清見周遊
⑶ニに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②イに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑭金沢東～朝日～美並周遊
⑶ニに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②ホに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑮敦賀～片山津周遊（観光施設提携型）
⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②ヘに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑯敦賀～朝日周遊（観光施設提携型）
⑶ホに定める期間のうち連続する３日間以内に、⑷②トに定める区間内のインターチェンジを通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑰一宮発着　米原～大飯高浜周遊（観光施設提携型）
⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①トに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②チに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑱一宮発着（観光施設提携型）北陸西部周遊③
⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、
「⑲名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊②
⑶ホに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。」を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　下表に、

一宮発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊	6,200円	7,800円
一宮発着　金沢東～朝日～美並周遊	7,000円	8,800円
名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊	6,800円	8,600円
名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～美並周遊	7,600円	9,600円
豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊	7,300円	9,200円
豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～美並周遊	8,100円	10,200円
金沢東～朝日～飛騨清見周遊	2,800円	3,500円
金沢東～朝日～美並周遊	5,300円	6,500円
敦賀～片山津周遊（観光施設提携型）	2,500円	3,200円
敦賀～朝日周遊（観光施設提携型）	5,500円	6,900円
一宮発着　米原～大飯高浜周遊(観光施設提携型)	4,400円	5,600円
一宮発着（観光施設提携型）北陸西部周遊③	5,300円	6,700円
名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊②	5,900円	7,400円

を、

⑶　実施する期間に、
「ニ　平成30年７月１日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、
「ホ　平成30年６月27日から平成30年11月30日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。」を、

⑷　適用区間①発着エリア　イ　一宮発着（観光施設提携型）北陸西部周遊①に、
「一宮発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「一宮発着　金沢東～朝日～美並周遊」及び「一宮発着（観光施設提携型）北陸西部周遊③」を、

⑷　適用区間①発着エリア　ロ　名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊①に、
「名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～美並周遊」及び「名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊②」を、

⑷　適用区間①発着エリアに、
「ヘ　豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊、豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～美並周遊
第一東海自動車道の岡崎インターチェンジから東名三好インターチェンジまでの区間、第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間及び一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションからせと品野インターチェンジまでの区間。」を、
「ト　一宮発着　米原～大飯高浜周遊
中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジから湖東三山スマートインターチェンジまでの区間、東海北陸自動車道の一宮木曽川インターチェンジから一宮ジャンクションまでの区間（ただし、尾西インターチェンジを除く。）及び一般国道475号（東海環状自動車道）の養老インターチェンジから大垣西インターチェンジまでの区間。」を、

⑷　適用区間②周遊エリア　イ　一宮発着（観光施設提携型）、名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊①に、
「一宮発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「金沢東～朝日～飛騨清見周遊」、「一宮発着（観光施設提携型）北陸西部周遊③」及び「名古屋・彦根発着（観光施設提携型）北陸西部周遊②」を、

⑷　適用区間②周遊エリアに、
「ホ　一宮発着　金沢東～朝日～美並周遊、名古屋・彦根発着　金沢東～朝日～美並周遊、豊田・岡崎発着　金沢東～朝日～美並周遊、金沢東～朝日～美並周遊
北陸自動車道の金沢東インターチェンジから朝日インターチェンジまでの区間及び東海北陸自動車道の美並インターチェンジから小矢部砺波ジャンクションまでの区間。」を、
「ヘ　敦賀～片山津周遊（観光施設提携型）
北陸自動車道の片山津インターチェンジから敦賀インターチェンジまでの区間。」を、